

経済産業省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画

平成 28 年 12 月

経 済 産 業 省

目 次

第一	基本的な考え方	1
第二	措置の内容	4
第三	進捗状況と対応方針	8
第四	実施状況の点検	23
第五	その他の措置	24

第一 基本的な考え方

平成 28 年 5 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）が改正され、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対し、表 1 に記載する中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとに定める計画的処理完了の 1 年前を処分期間の末日として、当該処分期間内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分又は処分委託することが義務付けられるとともに、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄（ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等が義務付けられた。

また、特別措置法の施行（平成 28 年 8 月 1 日）に先駆けて、同年 7 月に閣議決定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」において、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定するとともに、当該実行計画の実施状況について、毎年度公表することとされた。

本計画は、基本計画の記述に基づき、経済産業省が保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の早期の処分委託及び廃棄その他の措置を実行するために必要な事項を定めるものである。

なお、本計画の対象期間は、平成 28 年 12 月から平成 35 年度末（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北海道事業における安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限。）までとする。

【表 1】 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設ごとの計画的
処理完了期限等（基本計画より抜粋、一部加筆。）

事業名(実施場 所)	処理対 象	事業対象地 域	事業対象地域以 外に保管されて いる処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了 期限	事業終了準備期 間※
北九州 (福岡県北九 州市若松区響 町1丁目)	大型変 圧器・コ ンデン サー等	A地域	C地域の車載変 圧器の一部、D 地域のコンデン サーの一部	1.5トン／ 日(ポリ塩 化ビフェ ニル分解 量)	平成31年3月31 日	平成31年4月1 日から平成34年 3月31日まで
	安定器 及び汚 染物等	A地域、B 地域及びC 地域(大阪 PCB処理 事業所及び 豊田PCB 処理事業所 における処 理対象物を 除く。)		10.4トン ／日(安定 器及び汚 染物等の 量)	平成34年3月31 日	平成34年4月1 日から平成36年 3月31日まで
大 阪(大阪府 大阪市此花区 北港白津2丁 目)	大型変 圧器・コ ンデン サー等	B地域	C地域の車載変 圧器の一部及び 特殊コンデン サーの一部、E地 域の特殊コンデ ンサーの一部	2.0トン／ 日(ポリ塩 化ビフェ ニル分解 量)	平成34年3月31 日	平成34年4月1 日から平成37年 3月31日まで
	安定器 及び汚 染物等	B地域(小 型電気機器 の一部に限 る。)			平成34年3月31 日	平成34年4月1 日から平成37年 3月31日まで
豊 田(愛知県 豊田市細谷町 3丁目)	大型変 圧器・コ ンデン サー等	C地域	B地域のポリブ ロピレン等を使 用したコンデン サーの一部	1.6トン／ 日(ポリ塩 化ビフェ ニル分解 量)	平成35年3月31 日	平成35年4月1 日から平成38年 3月31日まで
	安定器 及び汚 染物等	C地域(小 型電気機器 の一部に限 る。)			平成35年3月31 日	平成35年4月1 日から平成38年 3月31日まで
東 京(東京都	大型変	D地域	C地域の車載変	2.0トン／	平成35年3月31	平成35年4月1

江東区青海 3 丁目地先)	圧器・コンデンサー等		圧器の一部、E地域 の大型変圧器の一部	日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	日	日から平成38年 3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域（小型電気機器の一部に限る。）	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する廃粉末活性炭		平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
北海道(北海道 室蘭市仲町)	大型変圧器・コンデンサー等	E地域		1.8トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域（東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。）		12.2トン／日（安定器及び汚染物等の量）	平成36年3月31日	平成36年4月1日から平成38年3月31日まで

（注）事業対象地域については、以下のとおり。

A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

※事業終了準備期間：基本計画に記載する発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられた。

第二 措置の内容

基本計画第5章において、各省庁が実行計画で定めるべきものとされている事項を踏まえ、以下の取組を進めるものとする。

1. 経済産業省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態調査及び早期処理の実施

(1) 既届出分の早期処理の推進に向けた進捗管理

経済産業省が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有量を網羅的に把握する。

また、経済産業省が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、特別措置法で定める処分期間内に早期の処理を完了するように、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録、処分委託等を確実に行うとともに、これらの取組をできる限り加速する。また、処分期間は中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する全国5箇所の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに異なるため、事業対象地域ごとの保管量及び所有量を把握し、それぞれの処分期間に応じて明確な進捗管理を行う。特に、北九州事業の事業対象地域は、平成29年度末までに高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー等を処分委託する必要があるため、早急な対応を行う。

(2) 掘り起こし調査

さらに、期限内の確実な処理を達成するためには、既届出分の把握や早期処理だけではなく、管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査を実施することが必要である。

まずは、既届出分以外にも高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物や高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が保管・所有されている可能性のある施設を、その建設年等を参考に特定する。

処理期間の末日が直近に迫っているポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー等について、自家用電気工作物設置者が保安規程で定めた年次点

検等において当該自家用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に依頼し、徹底した掘り起こし調査を実施する。ただし、年次点検が平成 29 年度以降に予定されている施設については、平成 28 年度内に、これまでに行った確認の記録等を再度確認するなど、可能な範囲で確認を行うよう努める。

また、安定器等についても、電気工事関係者等に依頼する等して、計画的に掘り起こし調査を推進する。

上記の取組状況の進捗を定期的に点検し、処分期間内に率先して処分委託を完了するために必要な措置を講ずる。

2. 補助金の交付等を行っている施設等※¹の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有の実態調査及び早期の処分委託・廃棄に係る要請

経済産業省が所管する経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、日本アルコール産業株式会社（以下、独立行政法人等という）が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法に基づく管理状況の届出がされているポリ塩化ビフェニル廃棄物又はポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有量を網羅的に把握する。

また、独立行政法人等に対し、独立行政法人等が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、徹底した掘り起こし調査を行うよう要請する。特に、処分期間の末日が直近に迫っているものの掘り起こし調査については、速やかに実施するよう要請する。

さらに、独立行政法人等が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に向けたスケジュールを把握し、処分期間内にできるだけ早期の処理を完了するように、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録、処分委託等を要請する。

加えて、上記法人の早期処理に向けた取組状況について、毎年度フォローアップ調査を行い、その進捗状況に応じて、さらに必要な要請を行う。

※1 基本計画に定めのある「補助金の交付等を行っている施設（地方公共団体の管理する施設

等を除く。)等」とは、各省庁が所管する独立行政法人及び特殊法人であって、運営費交付金を交付している独立行政法人又は施設等の建設・維持・管理に対し、国の補助金等が充てられている独立行政法人及び特殊法人が管理する施設等をいう。

3. その他の施設等^{※2}に対する早期処理に係る周知

(1) 経済産業省が所管する事業に関する業界団体等に対する周知

経済産業省が所管する事業に関する業界団体等に対して、実態把握及び処理期間内の一日でも早い処理委託に関する周知を行う。

具体的な周知内容及び方法としては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに定められている処分期間、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こしの方法等を、所管する業界団体等に対して通知等により情報発信を行う。さらに所管する業界団体に対して、SNS、メール等を用いての周知を要請し、一層広範囲に処分期間内の早期処理の取組に係る情報が発信されるようにする。

(2) 経済産業省が直接行う周知・広報

① 保管・所有事業者に向けた効果的な情報発信

ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品を保管・所有している事業者及びその可能性のある事業者に対し、電気事業法及び特別措置法の内容、特に処分期間の遵守並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査等に向けた周知徹底を行うための情報発信を実施する。

② 処分期間の末日が迫っている地域への重点的な情報発信

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北九州事業における大型変圧器・コンデンサー等は、平成29年度末までに処分委託等を行う必要がある。そのため、処分期間内の処理を確実にするため、北九州処理施設の事業対象地域に対し、重点的な情報発信を行う。

具体的には、中国地方、四国地方、九州地方及び沖縄県における処分期間の遵守及びそのための当該地域全体における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こしに向けた周知徹底を行う。

③ 説明会の開催

経済産業省と環境省が連携して、電気事業法及び特別措置法の制度等ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理促進のための国の施策に関する最新情報を広く紹介するための事業者向け説明会を開催する。平成 28 年度は、全国 19 箇所で開催する。

④ 経済産業省ウェブサイトを通じた情報発信

既存の経済産業省ウェブサイトの PCB 処理促進のページにおいて、③の説明会で用いる資料の最新版を掲載するなど、関連する新たな情報が得られ次第、随時更新を行い、充実化を図る。

※2 基本計画で定めのある「その他の施設等」とは、各省庁の所管業界団体、2. で対象とした法人以外の各省庁が関係する独立行政法人・特殊法人が管理する施設等をいう。

第三 進捗状況と対応方針

1. 経済産業省が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期限内の早期処理に向けた進捗状況

- (1) 経済産業省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量（平成 28 年 10 月末時点）

経済産業省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保有量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量等について、表 2 のとおり示す。なお、「処分予定」欄において、「未定」と記載しているものについては、来年度以降、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処分計画等を反映し、随時処分予定年月及び処分予定量を記載する。

【表 2】経済産業省が管理する施設等における保管量・所有量等（総括表）（平成 28 年 10 月末時点）

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位 (*)	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	23	23	未定
	台	9	9	平成 28 年度中
廃 PCB 等	L	0	0	—
安定器	箱	22	22	未定
	個	1,655	1,655	未定
	缶	4	4	平成 31 年度中
	個	1	1	平成 28 年度中
	個	1	1	平成 29 年度中
	個	39	39	平成 30 年度中
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	箱	17	17	未定
	缶	12	12	未定

	缶	2	2	平成 31 年度中
	kg	3,477	3,477	平成 31 年度中

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
安定器	個	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	kg	0	0	—

(*)単位は中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録単位を基準に記載

- (2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー、廃 PCB の保管量・保有量等

経済産業省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、変圧器、コンデンサー、廃 PCB の、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの保有量及び所有量等について、表 3～表 8 のとおり示す。なお、「処分予定」欄において、「未定」と記載しているものについては、来年度以降、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処分計画等を反映し、随時処分予定年月及び処分予定量を記載する。

【表 3】経済産業省が管理する施設等における中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとの保管量・所有量等（総括表）（平成 28 年 10 月末時点）

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量				
		北海道事業対象地域	東京事業対象地域	豊田事業対象地域	大阪事業対象地域	北九州事業対象地域
大型変圧器等	台	0	0	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	23	9	0	0

廃 PCB 等	L	0	0	0	0	0
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	0	0	0

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量				
		北海道事業 対象地域	東京事業 対象地域	豊田事業 対象地域	大阪事業 対象地域	北九州事業 対象地域
大型変圧器等	台	0	0	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0	0	0
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	0	0	0

【表 4】北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
廃 PCB 等	L	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

【表 5】東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	23	23	未定
廃 PCB 等	L	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

【表 6】豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	9	9	平成 28 年度中
廃 PCB 等	L	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—

大型コンデンサー等	台	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

【表 7】大阪事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）
 ＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
廃 PCB 等	L	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

【表 8】北九州事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）
 ＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
廃 PCB 等	L	0	0	—

小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
--------------	---	---	---	---

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

(3) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管量・所有量等

経済産業省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、安定器及び汚染物の中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの保管量及び所有量等について、表9～表11のとおり示す。なお、「処分予定」欄において、「未定」と記載しているものについては、来年度以降、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処分計画等を反映し、随時処分予定年月及び処分予定量を記載する。

【表9】経済産業省が管理する施設等における中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとの保管量・所有量等（総括表）（平成28年10月末時点）

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	
		北海道事業対象地域	北九州事業対象地域
安定器	箱	22	0
	個	1,696	0
	缶	0	4
その他汚染物等	箱	17	0
	缶	12	2
	kg	0	3,477

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	
		北海道事業対象地域	北九州事業対象地域
安定器	個	0	0
その他汚染物等	kg	0	0

【表 1 0】北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
安定器	箱	22	22	未定
	個	1,655	1,655	未定
	個	1	1	平成 28 年度中
	個	1	1	平成 29 年度中
	個	39	39	平成 30 年度中
その他汚染物等	箱	17	17	未定
	缶	12	12	未定

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
安定器	個	0	0	—
その他汚染物等	kg	0	0	—

【表 1 1】北九州事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
安定器	缶	4	4	平成 31 年度中
その他汚染物等	缶	2	2	平成 31 年度中
	kg	3,477	3,477	平成 31 年度中

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	廃棄予定
----	----	-----	-----------------	------

			への登録済量	
安定器	個	0	0	—
その他汚染物等	kg	0	0	—

2. 経済産業省が管理する施設等が保有・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた対応方針

平成 28 年度に、経済産業省が管理する施設を把握するための網羅的な調査を実施し、掘り起こし調査対象となる施設をリストアップした。

今後は、掘り起こし調査対象としてリストアップされた施設のうち、各事業所エリアにおける処分期間を考慮に入れながら、これらの施設を対象とした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査と、その確実な廃棄、処分委託等を進める。

3. 独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の進捗状況等

(1) 独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量（平成 28 年 10 月末時点）

独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量等について、表 1 2 のとおり示す。なお、「処分予定」欄において、「未定」と記載しているものについては、来年度以降、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処分計画等を反映し、随時処分予定年月及び処分予定量を記載する。

【表 1 2】経済産業省が所管する独立行政法人等における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定

大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	4	4	未定
	台	2	2	平成 29 年度中
	台	5	5	平成 31 年度中
廃 PCB 等	L	106	0	平成 30 年度中
	箱	1	1	未定
安定器	個	10	10	平成 28 年度中
	個	1,722	1,722	平成 31 年度中
	個	1	0	平成 32 年度中
小型変圧器・コンデンサー	台	22	22	未定
その他汚染物等	本	3	0	平成 29 年度中
	箱	2	2	未定
	個	7	7	未定

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
安定器	個	3	3	平成 30 年度中
	個	44	44	平成 31 年度中
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	本	47	0	平成 29 年度中

- (2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー、廃 PCB の保管量・保有量等

独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、変圧器、コンデンサー、廃 PCB の、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの保管量及び所有量等について、表 13～表 18 のとおり示す。なお、「処

分予定」欄において、「未定」と記載しているものについては、来年度以降、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処分計画等を反映し、随時処分予定年月及び処分予定量を記載する。

【表 1 3】経済産業省が所管する独立法人等が管理する施設等における中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとの保管量・所有量等（総括表）（平成 28 年 10 月末時点）

種別	単位	保管量				
		北海道事業 対象地域	東京事業 対象地域	豊田事業 対象地域	大阪事業 対象地域	北九州事業 対象地域
大型変圧器等	台	0	0	0	0	0
大型コンデン サー等	台	0	4	0	7	0
廃 PCB 等	L 箱	0	0	0	106 1	0
小型変圧器・コ ンデンサー	台	0	0	0	22	0

【表 1 4】北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安 全事業株式会社 への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー 等	台	0	0	—
廃 PCB 等	L	0	0	—
小型変圧器・コン デンサー	台	0	0	—

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安 全事業株式会社 への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー 等	台	0	0	—
小型変圧器・コン	台	0	0	—

デンサー				
------	--	--	--	--

【表 1 5】東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）
 ＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	4	4	未定
廃 PCB 等	L	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

【表 1 6】豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）
 ＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
廃 PCB 等	L	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

【表 1 7】大阪事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）
＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	2	2	平成 29 年度中
	台	5	5	平成 31 年度中
廃 PCB 等	L	106	0	平成 30 年度中
		1	1	未定
小型変圧器・コンデンサー	台	22	22	未定

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

【表 1 8】北九州事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）
＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 への登録済量	処分予定

大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
廃 PCB 等	L	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

(3) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管量・所有量等

独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、安定器及び汚染物の中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの保有量及び所有量等について、表 19～表 21 のとおり示す。なお、「処分予定」欄において、「未定」と記載しているものについては、来年度以降、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処分計画等を反映し、随時処分予定年月及び処分予定量を記載する。

【表 19】経済産業省が管理する施設等における中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとの保管量・所有量等（総括表）（平成 28 年 10 月末時点）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	
		北海道事業対象地域	北九州事業対象地域
安定器	個	10	1,723
その他汚染物等	本	3	

	箱		2
	個	6	1

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	
		北海道事業対象地域	北九州事業対象地域
安定器	個	4 7	0
その他汚染物等	本	4 7	0

【表 2 0】北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
安定器	個	10	10	平成 28 年度中
その他汚染物等	本	3	0	平成 29 年度中
	個	6	6	未定

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
安定器	個	3	3	平成 30 年度中
	個	44	44	平成 31 年度中
その他汚染物等	本	47	0	平成 29 年度中

【表 2 1】北九州事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成 28 年 10 月末時点）

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
安定器	個	1, 722	1, 722	平成 31 年度中
	個	1	0	平成 32 年度中
その他汚染物等	箱	2	2	未定
	個	1	1	未定

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安	廃棄予定
----	----	-----	----------	------

			全事業株式会社 への登録済量	
安定器	個	0	0	—
その他汚染物等	kg	0	0	—

第四 実施状況の点検

実行計画の進捗状況については、「PCB 廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」等を活用し、少なくとも1年ごとに、必要に応じて更に短い期間で点検を行う。点検は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごと、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種別ごとに、処分及び廃棄の予定量を踏まえ、定量的に行う。

また、取組の透明性を確保するとともに、率的取組の波及を促す観点から、点検の結果は毎年度公表する。

第五 その他の措置

経済産業省が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、処分期間の末日である平成 39 年 3 月 31 日までに自ら処分又は処分委託を確実に終え、所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同期限までに率先して確実な廃棄・処分委託又はポリ塩化ビフェニルの除去に努めるものとする。

ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を確実かつ早期に完了することが最優先である。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品とは状況・事情が異なるため、今後、それらの使用実態等の把握を十分に行うとともに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処理に関する取組、進捗管理等を具体化する。

なお、平成 28 年 10 月末時点において、経済産業省が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品等について、表 2 3 のとおり示す。

【表 2 3】経済産業省が管理する施設等の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量等（平成 28 年 10 月末時点）

<低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	処分予定
大型変圧器等	台	3	未定
大型コンデンサー等	台	0	—
廃 PCB 等	缶	3	未定
小型変圧器・コンデンサー	台	0	—
その他汚染物等	箱	248	未定

<低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	—
大型コンデンサー等	台	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	—
その他汚染物等	kg	0	—